

令和8年度四国アドベンチャートラベル・サステナブルツーリズム推進による
広域周遊促進プロジェクト JNTO 連携プロモーション事業委託業務仕様書

1. 事業の件名

令和8年度アドベンチャートラベル・サステナブルツーリズム推進による広域周遊促進プロジェクト JNTO 連携プロモーション事業委託業務

2. 事業の概要

(1) 目的：JNTO が主催する「VISIT JAPAN トラベル & MICE マート 2026」に出展し、海外の現地旅行会社へ四国の観光コンテンツ及びモデルコース等を効果的に発信することにより、四国の旅行商品造成を促し、目的地としての四国の認知度を向上させるとともに、四国への一層の誘客促進を図る。

(2) 実施主体

一般社団法人四国ツーリズム創造機構（以下、当機構）

(3) 対象市場・対象属性

欧米豪を中心とした、四国遍路やサイクリングをフックにアドベンチャートラベルとサステナブルツーリズムとしての要素を嗜好する高所得・高知識旅行者層

(4) 連携先

徳島県、香川県、愛媛県、高知県、四国地域各 DMO、DMC 等

3. 事業の内容

(1) 開催日時 令和8年9月24日（木）～ 9月26日（土）

(2) 開催場所 東京ビッグサイト 西1ホール

(3) 開催方式 対面方式による商談会

※商談は、セラーがバイヤーブースを訪れるバイヤー固定式

4. 委託業務内容

a) 海外の旅行会社（バイヤー）に対し、四国を周遊するモデルコースや観光コンテンツを中心に訴求する商談を25件以上行う。なお、モデルコースは4県バランスに配慮すること。また商談後もアフターフォローを行い、継続的に四国を含む旅行商品の造成を働きかけ、3商品以上の造成と販売を行うこと。

商談相手国は欧米豪の旅行会社をメインとすること。

b) 出展に際しては、英語で商談ができるスタッフ2名をアサインすること。

c) 事前に効果的な商談先をリサーチしたうえで効率的なスケジュールを組むよう努めること。マッチング選定先については、当機構としっかり連携すること。

d) a) に記載の商談を実施するため、歴史・文化・芸術・自然・食・交通手段をはじめとする四国観光全般、特に四国遍路や四国におけるアドベンチャートラベルについて

て精通し、四国旅行商品の造成または販売経験の豊富なスタッフを配置すること。
ただし、商談はアドベンチャートラベルに特化するものではなく、商談先のニーズにあった対応をすること。

- e) 商談会の公式言語は「英語」とし、商談ツール・資料は必ず英語版を用意すること。
- f) 映像やデジタル資料を積極的に活用することとし、紙の資料は最低限で差し支えない。
- g) スケジュールおよび実施方法については、JNTO のガイドラインに従うこと。
- h) 商談相手は旅行会社とする。OTA や MICE と商談する場合は、旅行商品造成機能を持つことを条件とする。メディアは商談の対象としない。
- i) 商談には支障のない範囲で委託者も同席する。
- J) 商談後に簡単なアンケート（7問程度）を実施し、ノベルティを配布する。
その際のノベルティは当機構が提供準備する。

5. 対象経費

- (1) 商談会事前準備に係る費用（事前リサーチ及びマッチング作業、商談ツール作成等）
- (2) 3日間の商談、通訳に係る費用
- (3) 受託者スタッフ2名分の旅費（交通費・宿泊費等）
※入替等で2名を超えるスタッフが参加することは可とするが、旅費含めた経費については委託費の対象外とする。
- (4) 商談会後のフォローアップ（商品造成働きかけ、進捗管理）費用
- (5) 報告書作成費用
※出展に係る費用（JNTO へ支払うブース代、入場パス代2名分含む）は当機構が JNTO に直接支払うため、委託費の対象外とする。
※商談に同席する当機構のスタッフの旅費についても委託費の対象外とする。手配も当機構自身で行う。

6. 事業実施における留意事項

- (1) 実際の業務の実施にあたっては、当機構の指示に従うこと。
- (2) 翻訳についてはネイティブチェックの体制を明確にし、誤字・脱字や単なる逐語訳ではなく、現地で違和感のない内容とすること。

7. 履行期間 契約日から令和9年2月26日（金）

8. 成果物

- (1) 業務実施報告書
 - ①商談実施1か月後をめぐりに商談先・商談実施内容及びアンケート結果等について報告をすること。
 - ②内容については、アフターフォローを含めて記載すること。

- ③大容量でない場合、メールでの提出も認める。
- (2) 成果物の著作権及び所有権
成果物に関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。)及び所有権は、(一社)四国ツーリズム創造機構に帰属するものとする。
- (3) 最終報告期限 令和9年2月26日(金)とする。

以上